

第 18 号議案

亀岡市林業センター条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市林業センター条例（平成 17 年亀岡市条例第 43 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市林業センター条例の一部を改正する条例

亀岡市林業センター条例（平成 17 年亀岡市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

円 1,510	円 1,720	円 2,160	円 5,400
750	860	1,080	2,700
540	640	860	2,050

」

を

「

円 1,530	円 1,750	円 2,200	円 5,500
760	870	1,100	2,750
550	650	870	2,080

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市林業センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市林業センター条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 亀岡市林業センターの使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。